

【資料3】

環境保全型農業直接支払交付金 について

埼玉県農林部
農産物安全課

環境保全型農業直接支払交付金とは

- 化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する農業生産活動に係る追加的コストを支援。
- 対象者：農業者団体等

地球温暖化防止・生物多様性保全

化学肥料・化学合成農薬 5割以上低減



①
有機
農業

②堆肥の施用

⑤草生栽培

⑧秋耕

③カバークロープ

⑥不耕起播種

④リビングマルチ

⑦長期中干し

【交付単価】

取組	交付単価（10aあたり）
有機農業	12,000円※ （そば等雑穀 3,000円）
堆肥の施用	4,400円
カバークロープ	6,000円
リビングマルチ	5,400円 （小麦, 大麦等 3,200円）
草生栽培	5,000円
不耕起播種	3,000円
長期中干し	800円
秋耕	800円

※炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は、2,000円を加算（土壌診断＋堆肥の施用又は緑肥の取組） 2

令和2年度の主な変更点

1. 全国共通取組の見直し

【令和元年度まで】
「カバークロップ」「堆肥の施用」「有機農業」



【令和2年度～】
左記に加え、「リビングマルチ」、「草生栽培」、
「不耕起播種」、「長期中干し」、「秋耕」が追加

2. 交付単価の見直し

【令和元年度まで】
「カバークロップ(ひえ以外)」、「有機農業(そば
等雑穀、飼料作物以外)」は8,000円/10a



【令和2年度～】
「カバークロップ」は6,000円/10a
「有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)」は
12,000円/10a (このうち、炭素貯留効果の高
い有機農業を実施する場合、2,000円加算)

3. 有機農業の取組水準の引き上げ

【令和元年度まで】
主作物の生産過程等において、化学肥料・
化学合成農薬を使用していないこと 等



【令和2年度～】
国際水準の有機農業を実施していること
※有機JAS認証取得を求めるものではない

令和2年度の主な変更点(有機農業)

• 国際水準の有機農業の実施要件

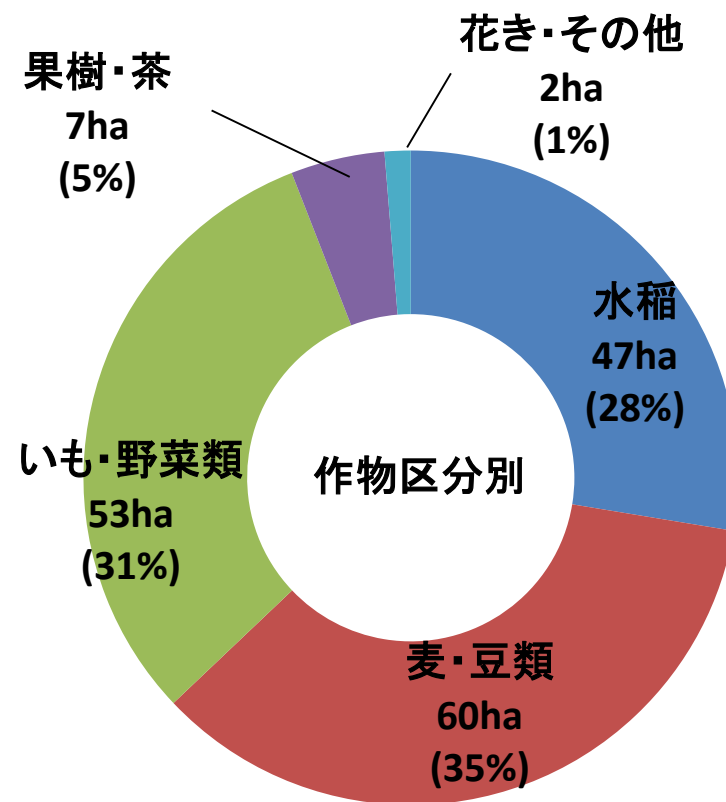
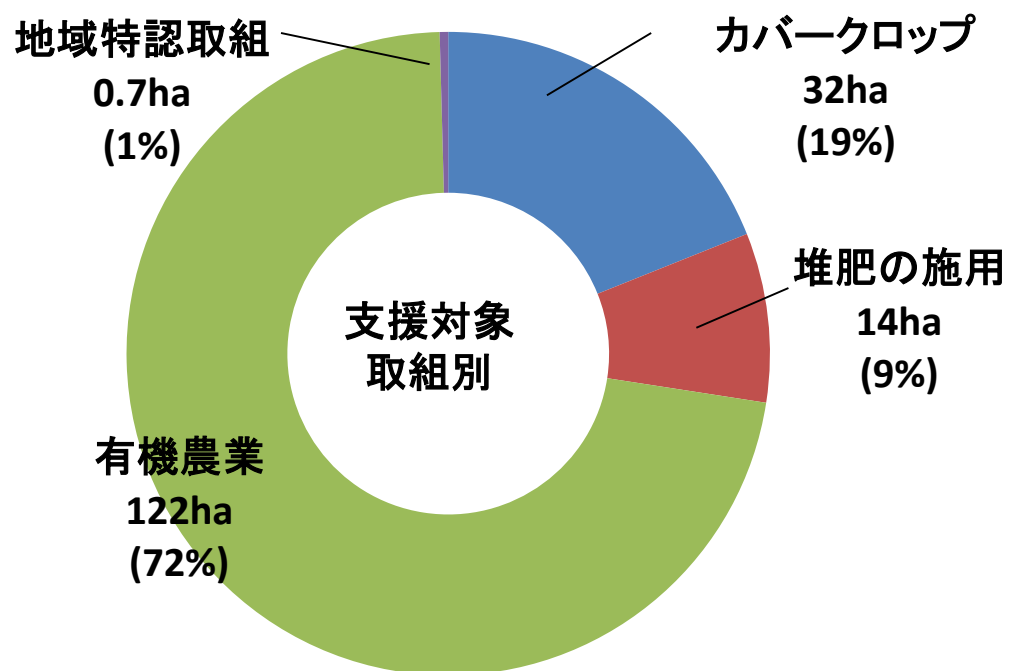
*下線部が変更点

- ① 主作物の生産過程等において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと
- ② 土づくり技術を導入していること
- ③ 周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しないように必要な措置を講じていること (= 緩衝帯の設置)
- ④ 播種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと*
- ⑤ 組み換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

※ただし、転換期間中は1回に限り(2年間(多年生植物の場合は3年間))支援対象

令和元年度の実績(埼玉県)

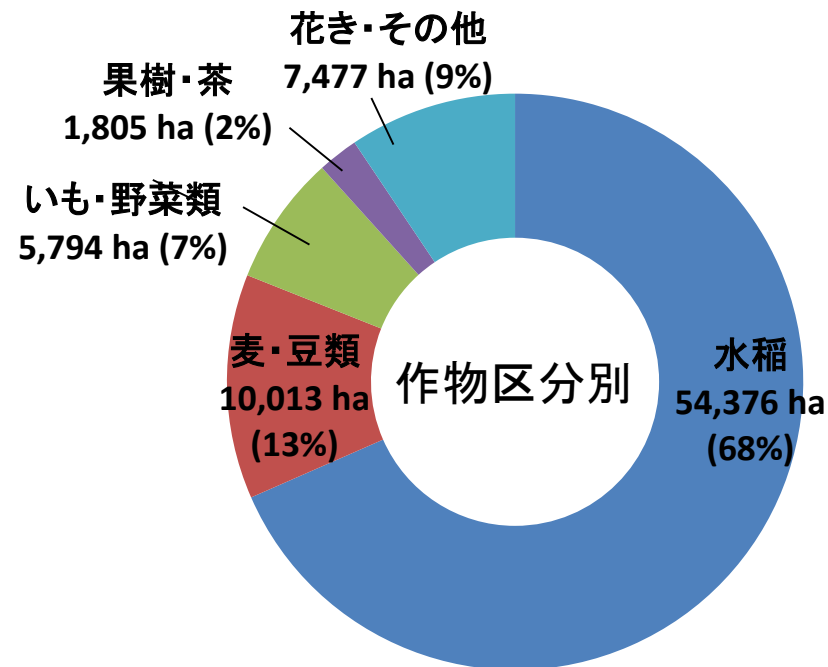
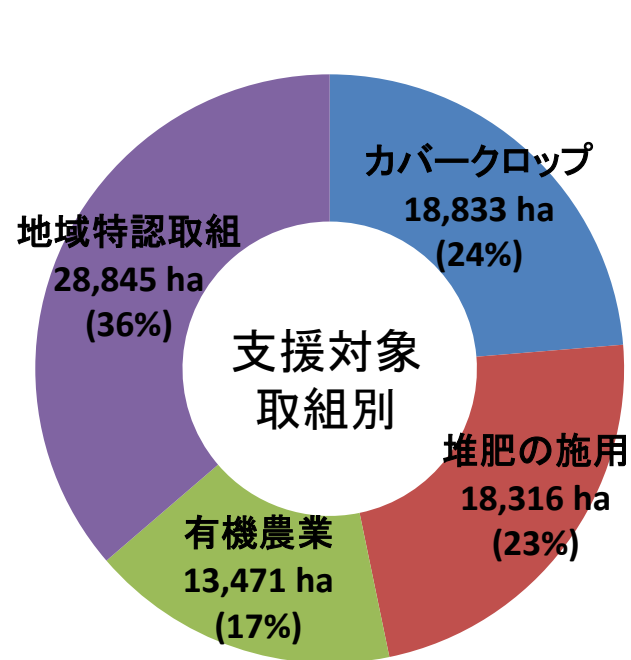
- 16市町で実施
- 交付件数：35 件
- 交付面積：169 ha (H30比：6%増)
- 交付金額：12,921千円



(参考)平成30年度の実績(全国)

- 46都道府県、885市町村で実施
- 実施件数：3,609 件
- 実施面積：79,465 ha (H29比：11%減)
- 交付金額：4,514,224千円

※令和元年度実績は6月末頃に公表予定



ご清聴ありがとうございました。